

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 1 1 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課
医薬食品局食品安全部監視安全課

平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震による被災者等の感染症等発生予防対策の徹底について

今般の地震に際しては、東北地方を中心に被災された方が避難所等に避難され、そこでの生活を余儀なくされることがあると存じますが、避難所等における食中毒や感染症の発生予防について留意すべき点を下記にまとめましたので、ご参照いただき、貴管内の保健所や避難されている住民への周知等、感染症発生予防対策の徹底に努められますようお願いいたします。

また、避難所等においては、集団で近接して生活する状況にあるため、感染症が発生した場合にはまん延のおそれが高くなります。この点にご留意いただき、食中毒や感染症の発生時には患者に対する適切な対応を行い、二次感染の防止に努められますようお願いいたします。

記

(1) 手洗いの励行

食事前やトイレの後などには、必ず手を洗い、感染源となる細菌やウイルスの手指への残留を防ぐこと。可能であれば、擦り込み式エタノール剤やウェットティッシュ等を準備しておくこと。

(2) 食料の保存に際しての温度管理

食料は、冷暗所での保管を心がける等適切な温度管理を行うこと。

(3) 調理時の加熱処理等

加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱して食べる。また、調理器具等は使用後に洗浄、殺菌すること。また、下痢や嘔吐等の症状がある方は、食品を取り扱う作業をしないよう要請すること。

(4) トイレ及び排泄物の衛生的な管理等

糞便や吐物は感染症の感染源となりうることから、トイレの清掃や排泄物の処理を適切に行うこと。また、経口感染の感染症のウイルス等の失活化等には、次亜塩素酸ナトリウム（市販の塩素系漂白剤に含まれている成分）の散布等によることが適切である点に留意すること。

(5) 発熱等の症状を有する者への対応

発熱等の症状を有する者については、速やかに医師の診察を受けさせ、必要な治療を開始すること。また、咳嗽等の呼吸器症状を認める者には、症状が軽微であっても、避難所内においては、常時マスクを着用する等の周囲への感染防止策への協力を要請すること。